

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三一 労金 東京労金本店 No 1154163

FAX(03)329915367

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

大衆の力はものすごい政治力になる

藤澤 晃……………2

吉野川・第十堰住民投票からまなぶもの
日本国民、公共事業に反旗 フィナンシャル・タイムズ二月二五日付論評……………3

◇資料と解説◇

「一日の丸・君が代」に反対の意見広告……………4

千葉県高等学校職員組合中心に……………5

練馬区職労の「いっさいの戦争協力拒否」宣言
私たちがたまえが問われている……………5

松枝 佳宏……………5

「新自由主義」の背後で極右の台頭
私を三内丸山に連れてって……………8

上野 建一……………8
月野 うさぎ……………9

―マホロバ・マインズでの組合交流会に参加して……………11

兵庫でワークシェアリング推進で合意……………11
所沢市、川崎市で低所得者の減額・ゼロ措置……………12

―三月「介護保険」議会ですらに風穴を……………13

資料1 介護保険市民相談員養成講座(二千年二月五日 東京社保協・全国老研)

介護保険制度をめぐる最近の情勢をどう読むか……………13

資料2 高齢者等の生活支援事業(例)……………13

◇交流の広場◇ 運動方針では社民・民主支持、選挙方針は民主支持……………14

読者からのおたより……………15
編集部だより……………16

旬刊 社会通信

NO. 761

二〇〇〇年二月二日号

二〇〇〇年二月二日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

大衆の力はものすごい政治力になる

吉野川・第十堰住民投票からまなぶもの

「可動堰化ノー」の文字が一月二四日付け全国紙の朝刊の一面トップを飾った。また、テレビでも住民投票の特集が数多く組まれた。「徳島の住民投票はたいしたものだ」と励ましと称賛の言葉を全国からいただいている。だが、住民投票を担った当事者たちは投票率が五〇%を超えるかどうか「はらはらドキドキ」していたのが実態である。「もし住民投票が成立しなかったら、徳島の五〇%条項が悪先例となって全国の仲間に多大な迷惑をもたらすことになりはしないか」と不安であった。市民グループから昨年の統一自治体選挙で当選した市会議員のひとり、不成立の場合は議員を辞職する覚悟だったそうである。投票率が五五%で反対が九割を超える結果に終わったが、やはり「数は力なり」で、さっそく徳島市の小池市長が可動堰反対を表明した。この人物は、当初は可動堰推進期同盟の代表をしていたが、一昨年の住民投票を求める直接請求書名が約一〇万人分（有権者の四九%）集まった後すぐに中立に立場を変更した。来年二月に市長選挙があるが、これで当確まちがいなしと言われている。また、「住民の生命・財産にかかわることは住民投票にはなじまない」とか「民主主義の誤作動だ」と言っていた中山建設大臣も「市民と対話したい」「可動堰にこだわらない」などと、「柔軟な」発言をするようになった。可動堰推進の急先鋒であった圓藤知事も「可動堰にこだわらない」と言い始めている。彼らの言葉がどこまで本気かはわからないが、とにかく動揺していることは確かである。いまさらながら大衆の力はものすごい政治力になるなと感している。

この住民投票だが、なぜ勝利することができたのか。第一に、徳島市民の吉野川に対する思い入れの深さであろう。四国三郎と呼ばれる日本でも有数の大河であり、川海苔（かわのり）の生産量は全国一。また、シジミなどの潮干狩りに市民が身近に利用したり、河口干潟はラムサール条約に登録されるほど貴重な生物が息する場所にもなっている。自然観察の会など環境グループがいくつもある。徳島県の釣愛好家はひじょうに多いが、釣り人の大半は可動堰に反対で、徳島市にある釣り道具店のほとんどすべてに住民投票を求めるノボリが立てられていたのも印象的である。高校生が「新社会党のビラを参考にして校内で自分の作ったビラをまきました」と声をかけてきた時には、新鮮な驚きを感じた。

第二に、建設省の計画に対しては市民は冷ややかであった。現在機能している第十堰が大洪水のさいに障害となつて水害を起こすと建設省や県はしきりに宣伝してきたが、現堰が造られて二五〇年間、堰が原因で水害が起こったことは一度もない。「毎年、水害で犠牲者が出るから可動堰にしてくれ」と言うのなら説得性があるが、どこから持ち出してきたかわからない机上の空論に市民は納得しなかった。

第三に、市民グループの目をみはるほど活発な活動があげられる。大学教授や弁護士、建築設計士、地元情報誌の社長やグラフィックデザイナー、環境保護の活動家などそのスタッフの多彩なこととパフォーマンズのユニークさには驚かざるをえない。全国の河川工学の専門家によって建設省の計画に反論したり、行政法の専門家が住民投票の正当性を説いたりするだけでなく、俳優やカヌーイストを招いたり、十代のモデルさんたちを先頭に

デモを行ったり、はたまた投票率五〇%以上半額セールを行ったりと、話題にことかかなかった(やることすべてがマスコミに取り上げられた)。

われわれのような頭の堅い人間からはとても彼らのような発想は出てこない。また、資金力の多さにも驚くものがある。自営業者や経営者などが多額のカンパをしたと聞いているが、普通の主婦もけっこう万札をカンパしていた。街宣で市内でも郊外に行ったりしたが、こんなところまでビラが入っていたのかと驚いたことが何度もあった。自覚した運動のパワーは、指令・指示待ち型の運動に慣れ切っていたわれわれの運動とは雲泥の差だと改めて思い知らされた。

かつてわれわれも国鉄分割民営化反対の国民会議のように諸党派入り乱れてかなりユニークな運動を展開したが、身内(今は多くは別の道を歩んでいるが)から「あれは市民主義的だ」と攻撃されたことを思い出す。三池闘争ではヘリコプターからビラをまいたり、革新商店連盟など当時としてはひじょうにユニークな戦術が駆使されたと聞く。市民運動からまなぶべきものは多い。

(藤澤 晃)

日本国民、公共事業に反旗

フィナンシャル・タイムズ二月二五日付論評

日本は過去一〇年間、景気浮揚のために何兆円もの金を公共土木事業に投入してきた。だが、有権者はこのことに対して反旗を翻し始めている。総工費一〇〇〇億円(五億七八〇万ポンド)のダム(堰)を新たに建設しようという中央政府(国)の計画について住民投票が行われたが、日本の南部に位置する小都市である徳島の住民は、圧倒的な数の「ノー」を突き付けた。

投票は法的拘束力はないが、洪水防止計画に対する昨日の異議申し立ては、この国の民主主義の歴史における分水嶺(転換点)として歓迎された。大型公共事業に対して地方自治体が住民投票を実施するのは初めてのことである。日本においては、過去九回しか住民投票は行われていない。今度その一〇回目の投票であった。

日曜日の徳島の異議申し立ては、他の地域にも広がる指摘する学者もある。というのは、何ダースもの土木建築事業に対して、地元から論議が沸き起こっているからである。近年、日本政府は、雇用創出と景気浮揚のために橋やダム、道路などの建設に莫大な資金を投入してきた。この結果、負債が前年度のGDP(国内総生産)比にして、一二三%まで押し上げられてしまった。これは、先進工業国では最も高い水準である。

このことは、また、国民の不満の増大を加速させてもいる。たとえば、東京のあるエリアートは、次のような不満を述べている。今のような税金の使われ方は、あまりに地方(農付地域)に偏りすぎていて、**「選挙民目当ての事業」**に偏りすぎていて、と。また、地方の市民グループは、自分たちに何の相談もなしに事業が中央官僚(計画立案者)によって押し付けられていると主張している。だが、与党自民党は、農村票が逃げはせぬかと恐れて資金投入をやめようとはしない。今年行われる予定の衆議院選挙を見越して、自民党は、去年の秋、新たな大規模予算案を発表している。

だが、日本の南部に位置する四国という島にある徳島の市民グループは、次のように述べている。自分たちが新たなダム(堰)に反対するのは環境上の理由からだけではない、納税者としての税金が無駄遣いされるからだ。というのは、徳島市近郊にはすでにダム(第十堰)があるからだ、と。

住民投票の成立には有権者二〇万七〇〇〇人の過半数が必要であったが、五五%の人が投票に行き、ダム(堰)反対がそのうちの九〇%であった。**「こんなに多くの市民が投票に行くということ、この国にもだんだんと民主主義が根づきはじめたことを確信させる」と**、中嶋信徳島大学教授は地元のマスコミに答えている。衆議院選挙が近づいているので、自民党は聞く耳を持たなければならなくなるだろうと述べる評論家もいたが、きのう建設省は、ダム(堰)は必要だ、一五〇年に一回の洪水が流域に被害をもたらす危険性があるからだという見解を発表した。

「地元住民に計画の必要性を訴える努力をさらに強めたい」と建設省は言う。中山建設大臣は**「(この住民投票は)民主主義のはきちがえ・誤作動である」と**語った。

◆資料と解説◆

「日の丸・君が代」に反対の意見広告

千葉県高等学校職員組合中心に

教育現場は「国家・国旗法（日の丸・君が代法制化）」でたいへんだ。昨年、岐阜県知事は、「日の丸・君が代」を尊ばない人間は非国民」と議会で発言した。これと同様の発言は全国で相次いでいる。

なぜ今、「日の丸・君が代」なのか。政治の動きを克明に追ってみると、そのネライがすけてみえてくる。くわしくは次号で報告することにし、今、「日の丸・君が代」に抵抗する様ざまなとりくみがなされている。各地でとりくまれていく憲法学習会、二月三日には千葉県高等学校教職員組合が「私たちは『日の丸・君が代』の強制に反対します」との意見広告を「朝日新聞」紙上にのせている。意見広告には個人二二〇六人、千葉高教組の一八二分会が賛同している。他に国労千葉地本、全昭和電工労組、全水道千葉県水道労組、松尾橋梁東京労組、千葉県職員労組も。以下はその全文である。

日教組関係者にとどまらず、ありとあらゆる分野で千葉高教組のとりくみにならうことが問われている。

「日の丸」を国旗に、「君が代」を国歌とする

そんな法律が、十分な論議もなしに成立しました
卒業式や入学式での「国旗・国歌」の押しつけが
今後いっそう強まることを私たちはおそれます

入学式や卒業式は、子どもたちの成長を

みんなで心からお祝いするものです

「日の丸・君が代」の強制は

お祝いの場にふさわしくありません

かつて多くの人々が

「日の丸」のもとに戦争にかり出され

「君が代」のもとに死ぬことを余儀なくされました

それは主権在民・平和をうたった日本国憲法とは相いれません

「日の丸」を揚げるか

「君が代」を歌うかは、一人ひとりの心の問題です

法律で心の中で縛ることはできません

教育の場に一律に「日の丸・君が代」を強制することに反対します

憲法は思想・良心・信教の自由を保障しています

練馬区職労「いっさいの戦争協力拒否」宣言

練馬区職労は昨年十一月三〇日に開催した定期大会で「自治体労働者として 周辺事態法によるいっさいの戦争協力を拒否する宣言」を五〇〇余名の代議員の総意として宣言しました。練馬区職労は日米新ガイドライン関連三法案が日本国憲法に反するものであり、

違憲の法律に従うことはできない。戦時行政法的な性格をもつこの法に対し、私たちはこれまでにして戦争回避に向けた努力を行うため、いっさいの戦争協力をしないことを宣言したものです。この宣言にもとづき、区とも交渉をし、区にも宣言させて行く取り組みをおこなっていくことにしています。

こうしたとりくみを、ぜひ多くの自治体でとりくみ、大きな流れにしていくことはきわめて重要です。全国でのとりくみの参考として全文を掲載します。(編集部)

いっさいの戦争協力を拒否する

一九九九年五月二四日、参議院本会議は、日米新ガイドライン関連3法案(「周辺事態法案」「自衛隊法改正法案」「日米物品役務相互提供協定(ACSA)改正案」)を賛成多数で可決し、同法案は成立した。

この新ガイドライン関連三法案の成立は「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とした日本国憲法の規定を根底からくつがえすものである。

政府は、国会審議の過程で、くりかえし同法案が「憲法の枠内である」と答弁してきた。だが「周辺事態」という曖昧な規定のもと、米軍が起こす戦争・軍事行動に、日本が「支援」という形で参戦することを可能にさせた同法は、明白に日本国憲法に反するものである。われわれ練馬区職員労働組合は、違憲の法律に従うことはできない。

われわれ自治体労働者がとりわけ警戒しなければならないのは、周辺事態法第9条(国以外の者による協力等)において、自治体の長、民間に必要な協力を求めたり、依頼することができるという、一種の戦時行政法的な性格を持つことである。

日本政府は、自治体や民間に求める「協力」の内容について、例示を示したものの、七月二九日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)が発した七六項目に及ぶ質問・照会事項に対し、明確な回答を示していない。そもそも「周辺事態は地理的な概念ではない」「後方支援は軍事行動ではない」という政府見解自身が、白を黒と言いくるめる詭弁であり、「説明不足で不安だ」「具体的にどんな協力を求めているのか」といった問い合わせが自治体から寄せられるのは当然のことである。

周辺事態法が成立した今、これまでもまして戦争回避にむけた努力を行うべきだと考える。われわれは、自治体労働者として、いっさいの戦争協力をしないことをここに宣言する。

同時に、住民の生命・生活と安全を守るために、練馬区・練馬区議会が「非核都市練馬区宣言」(一九八三年)にもとづき、同法の執行に際し、「非協力」の立場に立つことを強く求めるものである。

私たちがのかまえが問われている

— 大震災・改憲下の兵庫の労働運動 (二) —

情勢は非常にわかりやすくなっている。資本主義の法則どおりである。だから私たちは、大競争時代という資本主義の矛盾の激化の中で、強まる労働者攻撃にたち向っていくだけである。しかし、今後の方向を打ち出すにあたって幾つかの点について確認し、整理されておく必要がある。

1、敵を知る

「小さな政府・強い国家」 まず、敵というか、支配者側の狙いについて、おさえる必要がある。多国籍化した巨大資本とその政府の動向である。その特徴を一言でいえば「小さな政府・強い国家」をめざしている、ということだろう。だからこそ、憲法改悪——戦後政治の総決算——という国家改造があり、ソ連邦崩壊以降、露骨になった福祉国家論の見直

しが進んでいる。私流にいえば「地方分権」という自治体再編成と「公益の民間開放」という市場原理を徹底する規制緩和である。それを支えるイデオロギーが新自由主義ということになる。

世界的大競争は、巨大資本の国境をこえた生き残りをかけた闘い（経済戦争）として展開され、たとえば最高機密をかかえる軍需産業すらが国をこえて合併・連携する事態なのである。橋本六大改革から小渕の産業再生戦略は、「世界のグラウンドで一軍に入れる強い企業を一社でもつくる。合わせて、世界レベルでは二軍・三軍であつても一社でも多く生産性を向上させる」（通産省）考えのもとに進められている。巨大資本の海外戦略を支えるための軍事力、国内支配体制の再編成である。

何がしたいのか。巨大資本とその政府は、なみなみならぬ決意でのぞんでおり、高度に発達した資本主義は新たな段階に突入し、矛盾を拡大・強化させてきているということである。だから、私たちの労働組合運動再生の取り組みは、たんに企業別労働組合の存在基盤が揺らいでいるという分析にとどまるのではなく、今までの考え方、やり方から脱皮する必要があるのである。

日経連の「戦略」 事実、日経連が平成十一年五月に発表した「新時代の労使関係の課題と方向―変化への迅速・柔軟な対応を目指して」では、「企業別労使関係を基軸とする」とうたいながらも、「公正な分配の仕組みづくりや、労働力の多様化に対応した個別労使関係も重要だ」と一歩踏み込み、「地域別労使関係」「パートタイマーなど流動的な未組織労働者の動向について十分な配慮を行うこと」としている。ようするに利用価値のある「企業別労使関係」は残すが、労働力流動化にともなう新しい労使関係（労働者、労働組合対策）へ比重を移すということだ。また、産業再生法など一連の金融、財政、経済構造改革の関連法は文字どおりリストラ推進法、首切り奨励法であり、そこには労働組合一般さえ眼中にはないのである。そして、労働省は「厚生労働省」へ、兵庫県では労働部が「産業労働部」へ改編される。労働行政が切り捨てられるのである。労働組合法改悪の企図もみえる。

日経連の「新時代の労使関係の課題と方向」は、最後の部分でこういつている。

「日経連が目指すべきは『ダイナミックで徳のある国家』にある。市場万能主義を排し、『市場』『道義』『秩序』を三位一体させる努力を続けなければならない。このことは『市場』と働く人の存在感、価値観との調和を目指した理念でもあり、雇用の安定、合理化配分、従業員福祉のあり方などさまざまな側面においてこうした理念を具体的に実現していくことが大切である。今後、経営者はこうした理念を背景としながら米国型でも欧州型でもない。従来から積み重ねてきた日本の労使関係の延長上に新たな労使関係を構築・確立することに努めていくべきである。そのことが、企業の将来を切り拓くものであり、ひいてはわが国経済の将来に向けた発展につながるものであると考える。」

リストラの総本山がよく言うものだ。これは「三井三池闘争」「第一次オイルショック」「プラザ合意」という「労使関係の三つの転換点」をのり切り、良好な労使関係を作り出した日経連の大競争時代を迎えての決意表明である。

私たち労働者側にどんな戦略があるのだろうか。果たして現状のままでは労働組合は生きのびることができるのだろうか。生き残れるとしたらどんな組合だろうかと率直に思う

のである。たしかに、攻撃には反撃がある。そして私たちは持ち場で日常闘争を強める以外にない。だが、大きな視野をもつて、「日常闘争」を再点検する時に来ているのである。

2、己を知る

第二は、私たちの到達点および弱点を総括し構えなおすということであろう。資本の構えをみてきたが、社労センター（兵庫社会労働運動センター）の十年をふりかえっても、この十年間だけでも、状況は様変わりしている。だから兵庫では何度も言及されてきたように「最初からやり直す」決意が重要だということである。最近「いい出しっぺ、責任」ということが言われるが、まず問題意識を持った人から始めるしかない。本来運動とはそんなものである。その意味ではゼロからの出発ではなく、兵庫ですでにいろんな経験をし、発展の芽もあるのであって、より組織的運動に高めていくことである。

企業別組合の限界 労働組合の弱点を言えば、今日ほどはつきりしていることはない。企業別労働組合の企業内闘争の限界である。たんに右肩上りの経済成長が期待できずそのおこぼれが小さくなったというだけでなく、世界的な経済戦争に勝ち抜くための構造改革に、企業別組合が対応できていないのである。私は企業別労働組合の限界とは考えないが（産業別組織、職種別組織それぞれ短所・長所がある）、問題は、企業別組合が企業（会社）あつての労働者、労働組合であり、本工、正社員を守るために賃金闘争も反合理化闘争もあるという企業内モノ取り闘争に墮しているということである。

だから今までも同じ企業、職場で働く仲間であるいわゆる非正規労働者に対する支援も弱かったし、今日、様々な低賃金・不安定雇用労働者の急増とそれとの競争という事態に対処できなくなっている。また合併、倒産、それも金融再生法や企業再生法など国家的リストラ施策となると対処に方針がないということになる、これはなにも民間にとどまらず自治体再編成など公務労働部門も同じである。

逆に企業（自治体）間競争が強まれば、組合員（正社員、本工）の雇用を守るために、企業防衛、会社防衛に走り、企業内で「弱者」を作り出し、排除する、この悪循環なのである。大の虫を生かすために小の虫を殺す、これでは職場反合理化闘争といっても民主主義、人権も生まれてこない。

国民的諸課題との結合 次に現在労働組合の弱点は、制度・政策闘争の強化といいながら、国民的諸課題の中に、労働組合の姿が見えないということである。

年金、医療、健保そして介護など一般的に福祉が切り捨てられ、保険料・税はアップしている。低賃金、不安定雇用労働者の増大とあわせて、農業など第一次産業の破壊、中小零細企業の再編成など、大競争は自由化・規制緩和として、優勝劣敗は国民生活を侵している。しかし、消費税にしても、介護保険にしても労働組合のモノわりの良さと、口では反対を叫んでも大衆運動の提起がない。

本来、企業別労働組合はその組織性質上、社会問題に関心が弱い。かつ高度成長期を経て、労働組合の運動がすべてを賃上げ闘争（教育費、住宅費、福祉費を賃金／家族でまかなう）へ一本化してきた結果、その傾向はいっそう強くなった。だから、いわゆる政治闘争は弱かったし、選挙闘争、一般に政党と労働組合の関係も、整理が不十分に終わっていたのである。つまり、労働者一人ひとりが政治闘争をたたかいた政党と結びつくのではなく、労働組合と政党（議員）の役割分担―それも機関決定に頼ったのである。（もちろん総評

はその克服のため、春闘から国民春闘、地区労運動、労働者教育など様々な努力をしてきたのであるが。

そして、今日、誤解を恐れずにいえば、連合は民間大手企業および公務員関係労組、すなわちビッグユニオン連合であり、労働者の上層いわゆる中間階層の利益を代表している。規制緩和は企業別組合の基盤を揺るがしているわけで、闘いに展望を見出す方向を放棄している以上、自己防衛に走る、あるいは強い者につくという保守化の傾向が強まるのは当然である。連合が、中間階層の利益集団の代表として、政界再編成に関与するのも、その一つである。だから、所得税減税（企業減税）と消費税増税がバーターとなるなど、格差差別の拡大に冷淡になるのである。

社会的労働組合論 しかし、その結果、急速に労働組合は社会的影響力を失い、逆に広く勤労大衆から見捨てられることになる。私たちはまず労働組合運動のイロハにかえる必要がある。企業別であれ、産業別・職種別であれ、同じ搾取され抑圧されるものとして団結することである。連帯・共闘を強めることである。

その時、あらためて総評運動の歴史に学び、また、外国の労働運動の再浮上に学ぶことは重要である。私はAFL-CIOスウィーニー会長が進める「社会的労働組合論」は大いに参照されるべきだと考える。いずれにしても「一人の百歩よりも一〇〇人の一步」あるいは「一人は一人のために、一人は一人のために」という論点から、構え直そうではないか。

（松枝 佳宏・つづく）

「新自由主義」の背後で極右の台頭

オーストリアで極右政党政権参加 音楽の都ウィーンから発信された生臭いニュースが、今世界を駆け廻っている。オーストリアの極右政党・自由党が国民党（保守）と連立して政権に加わることになったというのである。これに対してヨーロッパ各国とイスラエルの反発は激しいものがある。この反発は、かつての第二次世界大戦直前に、ドイツのヒットラー・ナチスが合法的に政権に参加したことを想起してのものであるだろう。現にオーストリアのクレステイル大統領は自由、国民の両党首に対して「宣言」に署名させている。「オーストリアの責任」と題するこの宣言には、欧州統合への努力や人種差別と外国人排除の拒否、ナチスの行為に対するオーストリア政府の責任などがうたわれているという。大統領には組閣指名を与える権限がある。欧州連合（EU）の欧州議会は、オーストリアの投票権の一時はく奪を検討することを柱とした緊急決議を賛成四〇六、反対五三、棄権六〇の圧倒的多数で採択した。極右・自由党にあくまで反対（EUとしては）という意思表示をした、という。欧・米その他にはファシズム・ナチスに対する追及を半世紀以上過ぎた今日でも忘れていないのである。

極右政党が政権にはいるということは、オーストリアの社会・経済が困難性を加えているということを示現わしている。資本主義は、いわゆる危機に直面すると民主主義の発展、民衆の発言権の拡大は、現在の体制（秩序）にとって大きな脅威となる。支配階級はそう感じている。そのため政治は専制的な方向をめざすのである。その極端な姿は極右政党の一党支配政権である。オーストリアの場合、今後どうなるのか注目される。

教育基本法の改悪めざす政府・財界 日本の政治も、極右政党・自由党が政権に加わったことにより、悪法のやりたい放題である。自自公の与党だけの国会、その参院代表質問のなかで自由党の扇千景議員は「教育基本法が日本人としての教育、道徳を軽視したことに問題の根本がある。見直しに着手すべきだ」と発言した。

これにたいし小淵首相は「家族、地域社会、個人と公、生涯学習などの諸点を含め、幅広く議論を重ねていくことが重要だ。有識者から意見を二月末まで聞き、教育改革国民会議を早急に発足させる」と答えている。さらに中曽根文部大臣は、「中央教育審議会で検討している。教育基本法は、タブー視することなく、幅広く議論することが重要」と述べている。

自自公のめざす改憲の中味は、何といっても憲法第九条の「戦争の放棄」であることは間違いないが、その前段で平和教育・憲法教育の基本である「教育基本法」がじゃまになることは、極右の支配層にとっては当然のことであろう。

財界の意向を体して、「政治改革」といつて実際は小選挙区制の導入をはかった「民間政治臨調、現在の二十一世紀臨調」の亀井正夫会長（元住友電気工業相談役）は、今年の元旦読売新聞に教育基本法にふれ次のようにほざいている。「社会主義思想の影響の一つが、エリート教育をさぼってきたということです。伸びようとする人の足を引っ張るわけです。：国の歴史と伝統を全部抹殺したことも重大です。教育基本法には『個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期する』とは書いてあっても、日本国民としての教育ということには触れていません。」

亀井氏ら財界と極右勢力のめざす教育は、現実を説明する手段から現実を歪曲（わいきよく）する手段に転化されるのである。そしてこういうことを強制するためには、右翼的な自自公政治路線によって教育を統制する必要がある。出てくる。（上野 建二）

私を三内丸山に連れてって

—マホロバ・マインズでの組合交流会に参加して—

マホロバってなんだ 多分、全国交流会には毎回参加してると思うんですけど、今回が一番おもしろかったかな、と思います。と、云うのは、会場のマホロバ・マインズにはプールやジャグジーの施設があったからです。事前に施設があることを察知していた（ほんとは、大阪のKさんから聞いた）私は、水着を持参。一人でリゾート。こんなの初めて。

マホロバという施設が最近多いんですね。「マホロバ」ってなんだ、倭建（ヤマトタケル）が詠んだ「国歌（くにしのうた）」よと。「倭（やまと）は 国のまほろば たたなづく 青垣（あおがき） 山隠（ごも）れる 倭し 美（うるは）し」から来るって。

もう一つびっくりしたのは、合併する富士、第一勧銀、日本興業銀行が、新しいグループの名称を「みづほ」としたこと。これも「記紀」（古事記・日本書紀）に由来する「秋津島瑞穂（みずほ）の国」によつては明らかなんだなあ。「日の丸・君が代」、女性中心に演出された「天皇在位十周年式典」等々、なんか復古調なんですよ。気になるなァー。いや、いや、それだけではなくて、今回はけっこう趣がありました。

「おもむき」あったこと ★印象的な言葉。Uさん「雇用なき景気回復」、Tさん「能力が

活かされていない」、「あなたはどの闘うのか、どう組織するのか」、「職場の仲間はどう言っている、ではすまない」。Kさん「正しい方針、まじめな活動家。あとは、外に打って出るだけ」。★印象的な発言。KさんやOさんの発言は言うまでもありませんが、とくに記せば、Kさん「労組法改悪が予想される。今、組合をつくるチャンス」

「年収二〇〇万の、明るい顔したユニオンの人と七〇〇万のくらくい顔した大単産の人」。Oさん「地域ユニオン運動は、地域での他労組や市民運動との支援・連帯・共闘の取り組み」「争議団はフロント・ランナー」。あと、Kさんの「二重加盟云々より、身近な非正規労働者にかかわりを持つてみることに」。それから郵政グループのYさん「外に出るといっても、ぬるま湯につかっている、どう闘っていいか、何をやっていいかわからない」

「頭ではわかっているが、体が・・・と言っているうちに二〇〇三年になってしまふ」。同じく郵政のSさん「ネットワークでやってきたが、労組化を考えねば。そういう段階にきている」。それと、Nさんの争議の客観的状况、意味などを言って（教えて）ほしいという話、Kさんの日焼けの話など。

感受性、イマジネーション 話はころっと違うように見えて、実はつながるんですが、網野善彦（歴史学者）さんは日本中世を中心に研究されていて、「暗黒」というイメージの強かった中世のイメージを変えたいし、稲作中心史観（ヤマト中心史観と言えば言い過ぎ？）を、ていねいに批判されています。それから、三内丸山遺跡に代表される発掘調査結果は、縄文時代の「未開」のイメージを大きく変えました。常識とされていたことが覆されていきます。マルクス主義的歴史観の硬直した適応では見えなかった『活き活きとした人々』が見えてきます。そこには、事実への謙虚な態度とともに、その事実をどう受け止めるかという感受性とイマジネーション・想像力、それを口に出す勇氣、さらに異なった学問分野との交流があるのだと思います。（そして、一方では事実を目をつむり、それまでの常識・定説に拘泥する研究者もいるらしい。「権威」とか「名声」がからむからたいへんそう）。ね、だんだんとつながっていきそうな雰囲気ですよ。

今なら組合つくれる 地域ユニオンを！という提起は、企業別労働組合の限界性（犯罪性？）と新自由主義・国際的大競争時代の中で根本的に経営の、労働の、社会の有り様（ありよう）が変えられていくという時代の要請からでもあるだろうし、実際に困っている人、泣いている人がいることを何で知ろうとしないのか、何で知らんぷりするのか、労働組合っていったい何のためにやっているのかということもあるし、あと、Kさんの話にもあったように、今ならまだ、アメリカの労働者もうらやむ労組法で簡単につくれるやんかっていうこともあるんだと思います。

声はかけてよ！ いろんな入口があるけど、ユニオンを！という提起を受けて、そのことをめぐって意見が出されたことがいつもと違ったところでした。ああいう場での話って、討論と言いつつも実は報告に終わりがちで、初めのころ私は「業界」では報告のことを討論って言うのかな？」と思っていたぐらいです。

でも、報告も大切だから、発言や運営の工夫が必要だなーと思いました。

それと、会場の形が変だったせいとか、物販の売れ行きが最高に悪かった（って、せっかく匿名うちゅうかペンネームにしたのにバレるやんか。っていうかすでにバレてるか？）。会場物販やってつらいのは、顔見知りの人が、目が合わないようにして避けていくのが

わかる時。そりや、買ってもらえたらうれしいけど、無理にとは言わないし、ちよつと寄つて来て「がんばつてるね」とか「今日は買えないけどまた注文するから」とか「会員増やすから」とか、ちよつと一言、言ってくれるだけでうれしいのに。会場での物販も、回を重ねるとちよつとつらくなる時がありまゝす。

(月野 うさぎ)

兵庫でワークシェアリング推進で合意

ワークシェアリング(労働のわかち合い)は、ドイツやヨーロッパ諸国のこと、日本には「関係ない」と考えられてきた。ところが、一昨年の金融恐慌による不況と国際的な大競争激化による「国際会計基準」適用で、大企業は次つぎと大首切りを実施。その結果、失業者は三百万人を超え、失業率は5%弱にまでふくれ上がった。

ヨーロッパ諸国ではワークシェアリングでも失業者はなくなるらないと、フランスにみられるように、週三五時間制の法規制すらあらわれている。日本は何事においてもつねに一周おくれで、ヨーロッパ諸国で失敗したことがおこなわれる。今回のワークシェアリングをめぐる動きもそうである。

ワークシェアリングは、連合が第六回大会方針に「雇用拡大の選択肢の一つ」と書いたことから始まった。それに日経連(財界の労務指令部)が喰らいついた。「現経済情勢下で賃金も雇用もとはならない」、「雇用を大事にしたいなら賃金のわかちあいを中心とするワークシェアリングではどうか」と。日経連流ワークシェアリングは次のようなものだ。

「高コスト構造下では、雇用の維持・創出のためには、もはや賃上げか雇用かという単純な選択では対応できない。今後の福利厚生施策のあり方をも含め、総額人件費を抑制するために、労使はあらゆる工夫を講じなければならない。雇用・賃金・労働時間の総合的検討にあたっては、「ワークシェアリング」の考え方を視野に入れる必要がある。わが国はこれまでにも、さまざまな雇用調整措置を講じ、雇用安定を図ってきた。こうした経験を活かし、勤労者間で、雇用・賃金・労働時間を多様かつ適切に配分して、雇用の維持・創出を実現する観点から、改めて柔軟なワークシェアリングについて種々の具体策を検討・実施していくことが必要である」

「日経連ではワークシェアリングに向けて三つの具体策を提起している。一つは、過剰雇用について、あらゆる対策をとった上で、なおかつ対処が避けがたい場合に、労働時間の縮減に応じて賃金を削減することがひとつの選択肢となる。また、正規従業員の仕事・価値を洗い出し、仕事の性格・内容によって時間給管理が可能なのは時間給賃金とする発想も必要ではないか。さらに、情報化の進行や就労ニーズの多様化を背景に生じつつある多様な就労形態についても、単に人件費コストの抑制、雇用の維持・創出という観点だけでなく、従業員に多様な働き方の選択肢を提供するという視点から、適切な人事・雇用管理に留意する姿勢が望まれる。ワークシェアリングについてはさまざまなとらえ方があるが、人件費コストの合理化と雇用の維持・創出という困難な課題解決のためには、新たに柔軟な発想が求められる」

これにたいし連合は、「時間あたり賃金を下げないことが最低限のルール。このルールが守られれば話し合いに応じられないことはない」(『日経連タイムズ』一月二〇日付の驚尾連合会長発言)、「やむをえず雇用を手をつけなければならぬ時は、ワークシェアリングも考えなければならぬ。雇用が守られるならば緊急避難措置としてワークシェアリングを受け入れてもよい」(自動車総連会長発言)という。

いやに進展が速いなど思っていたところ、一月二〇日付の『日経連タイムズ』記事「兵庫庫型ワークシェアリング」推進へ―『雇用対策三者会議』で合意―にナルホドと納得させ

られた。同記事によれば昨年十二月二十一日、兵庫経協（兵庫日経連）、連合兵庫、兵庫県で構成される「兵庫県雇用対策三者会議」が、「兵庫型ワークシェアリング」推進をすでに合意しているというのだ。今年度末をめどにガイドライン（指針）を策定し、県内企業、労働組合に導入を呼びかける。その合意内容は次のとおりである。

①各種助成金など雇用安定施策を最大限活用しつつ、労使が雇用の維持・確保を最優先するという共通認識に立ち、適切な賃金水準とそれを支える評価システムを確立する、②長時間残業の削減、長期休暇制度などの導入・活用により総労働時間の短縮を図り、より多くの人々で仕事を分け合うとともに、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスを確保する、③サテライトオフィスや在宅勤務など、新しい働き方を創造する、④働く意欲をもつ県民が一人でも多く社会経済活動に参加し、「活力ある兵庫」を実現する、⑤労働者の就業能力（エンプロイアビリティ）の向上に向けた職業能力の開発を積極的に推進する、⑥兵庫県の地域特性や震災復興の中で得た貴重な経験を生かし、将来の発展可能性を十分踏まえた取り組みをすすめる、⑦各取り組みを労使の十分な協議と合意のもとに実施し、行政としても必要な環境整備をはじめできる限りの支援を行う。

所沢市、川崎市で低所得者の減額・ゼロ措置

—三月「介護保険」議会ですらに風穴を—

介護保険に関して市区町村の動きが活発だ。夜遅くまで、いや明け方まで灯りがつき、仕事をしているのは高齢福祉課、介護保険関係者だ。

昨年十一月、介護保険制度の骨格がやっとできあがった段階で、住民説明会をおこない、ホッとする間もなく、政府は大転換をおこなった（資料1）。いずれも総選挙が目当て。住民の不満を敏感に感じ取ったからであることは云うまでもない。だが、第二次補正予算に一兆円超をつぎ込み、自立者、要支援者等に介護予防・生活支援サービス等々をおこなう計画は（資料2）、すべて市区町村が三月議会で決めないことにはスタートしない。

東京武蔵野市は高齢者総合条例、介護保険条例づくりに向けて、また介護保険導入後の福祉施策について、この一月、三度目の市民説明会をおこなった。介護保険の限界をふまえ、保険者の責任としてやり抜きたいと語る市側の説明も熱気ありであったが、質問や要望をおこなう参加者の目の厳しさはなお印象的であった。三〜五年間で市内に五〇カ所が目標のテンミリオンハウス事業は年間一〇〇万円（テンミリオン）の中で市が運営の費用補助・支援をおこなう。とりあえずその一つがスタートした。お年寄りの閉じこもりをふせぐためのムーバスも昨年から運行。平均年齢七〇歳のシルバー人材センターの仕事確保に力を入れたい、社会参加・生きがい実現のための施策が課題だという。

しかし、最も実現させたいのは社会福祉として低所得者の保険料・利用料の軽減やゼロにする措置。国はスタート時制限付きで実施するが、それは、所沢市や長野県泰阜（やすおか）村などで風穴をあけたから。全国一律不公平といわれる第一次コンピュータ判定、武蔵野市の変更率は三十三%。「ドイツでは、法律や規則で基準が明確だ。日本は政令に書いてあるのみ。あとはコンピュータの中でやるから分らない。権利擁護という意味ではきわめて問題」「苦情・相談についてドイツでは年間八万件。この割合だと日本では十二万件、武蔵野市では一二〇件となりそうだが、現実には二件」。これでいいのかと市側は語っていた。我孫子市は「痴呆の要介護度は3を出発点に」と、厚生省に抵抗しながら独自基準をつくりあげた。介護過程をしっかりとみさえ、生活実態にあった公的介護の実現めざし各市区町村議会ですらに風穴をあけること期待したい。

（滝野 嘉津子）

介護保険制度をめぐる最近の情勢をどう読むか 石川 満（日本福祉大学）

- 1、**保険料負担** 六五歳以上高齢者（1号被保険者）は半年間猶予、その後一年間は二分の一（七八五〇億円）、四〇歳～六四歳の現役世代（2号被保険者）は二年間の財政支援、二〇〇〇年度一・二六〇億円）、健康保険組合（労使折半）で九・四五％以上の料率には国補助、国民健康保険（国二分の一）についても未納者対策として補助
- 2、**利用料負担（国予算案一四二億円）** 現在の在宅サービス利用者（約四〇万人）のうち、非課税世帯などの減免制度（当初三年間は三％に、その後二年間は六％に、国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一）、障害者ホームヘルプサービスは五年間三％に（財源は上に同じ）、社会福祉法人の介護サービス新規利用者は五％に軽減する（法人負担二分の一、それ以外を国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一）、（それぞれ市町村が実施主体、予算措置等の対応は不十分）、その他は一割負担（最高三万七二〇〇円を二万四六〇〇円、一万五〇〇〇円に減額）、低所得者の利用料対策として、生活福祉資金の貸付制度（貸付期間は原則一年最長一年半、五年以内返済、限度額二七万円、特別四九万八〇〇〇円、無利子）
- 3、**家族介護支援（国予算案一〇〇億円）** 二〇〇一年四月から、年額一〇万円程度の慰労金支給、要介護4以上（最重度、最重度でかつ過酷な介護を要するケースでかつ一年間サービスを利用していないとき）で非課税世帯、家族介護者ヘルパー受講支援事業や家族介護教室、介護用品などの支給事業
- 4、**介護保険の対象とならないサービス（国予算案四〇三億円）** 介護予防・生活支援事業（国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一）
- 5、**要介護認定の状況** 十二月三十一日までに一四八万五八〇七人が申請（見込み数の五四・八％）予想より多い重度認定（重度への一四・五％、軽度への変更四・四％）
- 6、**ゴールドプラン21の発表（二〇〇〇年～二〇〇四年の五か年計画）** 全般的に低い目標水準で、ヘルパーは三五万人（常勤3・非常勤7）、訪問看護ステーションは九九〇〇カ所、デイは二万六千カ所 特別養護老人ホームは三六万人分、老人保険施設は二九万七千人分、痴呆対応型共同生活介護は三二〇〇カ所、ケアハウスは一〇万五千人分、高齢者生活福祉センターは四〇〇ヶ所を一八〇〇ヶ所に
- 7、**障害者計画と介護保険制度（二〇〇二月二七日付厚生省大臣官房障害福祉部通知）** ガイドヘルプや各種社会参加促進事業など介護保険の保険給付にないサービスは引き続き障害者施策から提供、ホームヘルプについてはより濃密なサービスが必要な重度の脳性マヒ、脊椎損傷などの全身性障害者や、コミュニケーション援助等固有のニーズに基づくサービスが必要な聴覚・視覚障害者、知的障害者は介護保険で対応できない場合、障害者施策からサービス提供
- 8、**介護報酬単価案（一月一七日、医療保険福祉審議会介護給付費部会）** ホームヘルパー介護四〇二〇円、家事援助一五三〇円、折衷型二七八〇円、施設介護については仮単価よりやや軽減
- 9、**社会福祉基礎構造改革（社会福祉事業法等の大改正へ）次回国会に上程予定）の動向** すべての福祉サービスが措置から利用へ変わる（特に障害者・子ども）、民間企業の参入が本格化し、保険原理が強化される方向にある（特に障害者サービス）、その結果、憲法第二五条で定めた「社会福祉」や「国の社会的使命」が形骸化する。
- 10、**社会保障構造のあり方について考える有識者会議** 首相の私的諮問機関、一月一八日発足、座長は貝塚啓明中央大学教授、社会保障総合ビジョン策定予定

資料2 高齢者等の生活支援事業（例）

(イ) **外出支援サービス事業（拡充）** 移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関などとの間を送迎する事業。従来の「移送サービス事業」を拡充したもの。

(エ) **軽度生活援助事業（新規）** 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する事業。

この事業は生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うことが望まれる。(具体的サービス例) 外出時の援助(例…外出・散歩の付き添い、運転代行) 食事・食材の確保(例…宅配の手配、食材の買物) 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 家周りの手入れ(例…庭・生垣・庭木等) 軽微な修繕等(例…家屋の軽微な修理、電気修理等) 家屋肉の整理・整頓(例…配偶者が亡くなった時などの遺品処理等) 多少目が不自由な方に対するサービス(例…朗読・代筆) 雪下ろし、除雪 台風時等自然災害への防備

(キ) 高齢者共同生活(グループリビング) 支援事業(現行通り) 加齢による身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で生活している形態(グループリビング) に対し、公的ケアサービスの提供や近隣住民、ボランティアによる各般の生活援助を組織する事業。

◇交流の広場◇

運動方針では社民・民主支持、選挙方針は民主支持

「拍手多数とは言えませんが、再度皆さんの拍手で確認したいと思います」。

正直な議長集約によって、G市職労の五〇数年にわたる「社会党・社民党支持」から「民主党支持」への方針転換が、G市職労中央委員会で決定されました。中央委員総数六五名の出席で成立した中央委員会ですが、採決時点での出席中央委員数の確認もされないままの決定でした。

一月二二日に開催するG市労連大会の議案集はすでに印刷が出来上がり、一月一七日(月)の配布を待つばかり。岐阜市労連各単産の選挙方針では…として、すでに市職労は一月一四日の中央委員会で決定した、という記述に。これでは何が何でも一月一四日の中央委員会で議決を通さなければということになります。

昨年一〇月二二日の市職労大会で決定された方針との整合性や、職場討議を欠いたまま、極めて少数の場で強引に決定しました。衆議院岐阜一区(岐阜市選挙区)は、自民現職の野田聖子に対し、民主元職の渡辺力三、共産新人、社民新人の戸田二郎氏のたたかいたい構図になります。

九五五年の参院選では現職の岩崎昭弥氏(個人)と、当時新進党の新人が残る一議席を争い、残念ながら、社会党現職が敗れました(自治労組織内議員であった)。今回、民主党県内組織が統一され、渡辺力三氏が代表に就任・県内五選挙区に民主党候補の擁立を実現。渡辺力三選対の本部長には新進党で当選した参議院をすえた。これによって民主党が統一され民主リベラル勢力としての、自民党の対抗軸が作られた。よって民主党を支持する。

その方針を、社民党员である組合専従者が率先して方針を書き、強引に決定した。という流れです。「社民党を支持することに変わりない」と言いながら「選挙で支持しない」ことは何を意味するのか。右が流れて、木の葉が沈む。この状況を憂いながら、社民党の灯を消さないために精一杯頑張る決意です。

一月一五日の党拡大幹事会では、こうした状況を乗り越え、岐阜一区のたたかいと、県内比例区社民投票の結集にむけて、全力を挙げる決意が確認されたことを報告します。

六九歳のおじいのが言うことにご理解を！と前置きして、市関連労組のM書記長が発言。

①委員長はスーパーマンかも知れないが、一番大切な時期なのに委員長が県自治労とG

市職労、さらに市労連委員長も兼務というのは、私の経験では初めてだ。

② 民主党は日の丸・君が代の国会議決の際どういう態度だったか。

③ 消費税の対応、PKFの凍結解除について

④ 九八年の参議院選挙、昨年統一自治体選挙と社民党・民主党の選挙をやってきたが、なぜ今回は民主党だけなのか。

永きにわたる国労組合員、そして総評文学賞も受賞した大先輩の発言に会場はシーン。執行部原案に賛成する発言が皆無という異常な雰囲気の中、賛成多数の拍手で承認されましたと議長が宣言。五〇数年にわたるG市労連の社会党・社民党推薦の選挙方針に幕。一号議案の運動方針と二号議案の選挙方針との整合性は？小選挙区制推薦の民主党支持には反対。

職場組合員代表の切なる声に耳を傾けることなく、「時間が経過していますから」と、執行部の意向を汲んだ議長の進行で、G市労連大会は一月二日終了した。一月四日のG市職労中央委員会において、いみじくも議長が、宣言した「賛成少数の拍手であります」が決定しました。に次ぐドラマでありました。

社民党员（常任幹事）が民主党支持の機関決定を推し進め、「党と労働組合の立場は異なる」などの迷言を吐き、方針転換を執筆したA専従役員は一月二〇～二二日まで自治労病院づくり合同セミナーに女性副委員長ともども参加。岐阜の地から脱走していたことを付記します。
(岐阜・K生)

◇ 読者からのおたより ◇

「海明け」を迎えるために 紋別（北海道オホーツク沿岸の町）に流水が接岸したと聞きました。これから厳しい冬を迎える。国労も厳しい闘いが続いています。かならず海明けを迎えます。海明けのように国労が春を迎えるために、基本のたたかいを続けよう！
(神奈川・T)

編集部より 「海明け」という言葉はじめて。辞典ひいてみましたけれど、ナシ。一つ言葉をおぼえました。春を迎えるため、さらに「奮闘」を！

卒業式 まもなく卒業式のシーズンです。法制化されても「日の丸」「君が代」にはこだわりつづけたい。矛盾点を明らかにしながら。
(教育労働者・O)

編集部より 千葉高教組は二月三日付けの「朝日新聞」千葉版に、「日の丸」「君が代」の意見広告を掲載されました。私も五百円也をカンパ。掲載します。ご活用を。
展望開く 二〇〇〇年、国鉄闘争・労働運動に「展望」を切り拓く年に！その条件は資本がづくり出している。
(旭川・K)

編集部より 今、いちばん大切なのは、無気力にならぬこと。「覇気」です。
集中したい いつも「通信」ありがとうございます。今年はどう少し散漫な気分を減らせたならな一と思っています。暖冬とはいえ寒さはこれから。身体を大事にしましょう。
(富山・Y)

編集部より 過日、東北を旅してビックリ。雪がない。春なんです。長老たちですら、経験のない冬だとのこと。天変地異はもうたくさん、集中して社会に「異変」おこしましょうよ。
国鉄闘争軸に 二〇〇〇年にふさわしい労働者の闘いを、国鉄闘争を軸に展開できるようにがんばりたい。JR職場は合理化に次ぐ合理化、自らの職場の攻防を大切にしながら、国労の影響力を拡げてゆかねばならない。闘争団の不屈の闘いとJR職場のがんばり、地域共闘の広がりをしっかりと視野に入れてがんばります。
(国労上野支部・T)

編集部より 十三年間もがんばりつづけているんだもの。花を咲かせ実を实らせましょうよ。労働運動再建の大きな一歩として。ご健闘祈る！

ユニオン結成へ 一月一九日、M町公共サービスユニオンを結成。昨年、町雇用の長期臨時職が解雇され、高齢者事業団に会員として就労している仲間を中心に、公共施設の委託清掃の仲間も加え、

約二十名ほどで旗上げ。ユニオンの委員長も兼務。町職労も当局から賃金合理化提案がなされ厳しいですが、職場の闘いと地域のユニオンづくりと二刀流でがんばります。(自治体労働者・M) 編集部より 「二刀流」楽しいですね。宮本武蔵以上の「気合い」でがんばって。

こども達に恥じぬがんばり 生き様をかけた十四年目の春を迎えました。解雇撤回、地元Jr復帰、十三年の思いを果たすことなく本当の春は来ません。ICO勧告を「生きた」ものとし、政府責任での解決をせまる闘いを北の地から首都東京へ… 全国へ大きなウネリをつくります。長男も甲子園めざし旭川で下宿生活をしてがんばっています。(音威子府闘争団・杉山 均)

編集部より 職場、職種、企業は違え、労働者の労働・社会・生活環境は同じ。

リストラで生首とぶ 退院した日に、N市の仲間からさっそくリストラの相談でした。指名解雇様の不当労働行為です。中小の金融機関のリストラ(粉飾決算と不良債権の山)でしたが、二〇年以上勤続の労働者の生首を飛ばすことは、会社の自殺行為ですね。資本主義自体が資本主義の矛盾を生んでいます。中、長期的な我々の路線の確立が求められます。(日教組・K)

鉄の仲間たちよ! 仕事を終え/詰め所に 帰ってきた/仲間が/大きな タメ息を ひとつ/

目と目が あつて/にっこりと 笑ったけど/汗 いっぱいの/作業服は/泣いている…

家計簿を 終え/ペンを 置いた/妻が/大きな タメ息を ひとつ/

テレビの 前の/俺も/大きな タメ息を/かえした

日の丸・君が代/新ガイドライン/保険金殺人/リストラ/テレビ も/泣いている…(兵庫K) 要求の中心 E市職では、今年も①五十五歳昇給停止を絶対反対、②現在の当局と協定を結んでいる昇格運用基準を守らせること、③現在E市の昇任・昇格の足かせとなっているライン制を廃止しスタッフ制の導入を、当局への要求の中心にしています。私たち青年部員も定期的に学習会を行い組合員として意識の向上をはかっています。(自治労・E)

編集部より 学習会を継続して。歴史は原則に返ることを求めています。それなのに、原則を知らなければ歴史の問いかけに答えられません。

「金が信念」対「飢餓辛念」 ①・非武装中立の日本を! (脱原発、非武装、不戦、非核、護憲、反安保・反基地・反ガイドライン=戦争マニユアル)・良心の囚人の釈放、全ての政治囚に公正で速やかな裁判、全ての囚人への「拷問、死刑」の廃止を!・いらんぜよ天皇制、ジェンリーフリー(男女平等推進基本法制定)、「障害」者と「健常」者の共生、部落差別から解放を!・情報公開条例の活用、プライバシー保護条例の制定を!②搾取がない社会である事(今、あえて社会主義へのラプコール)・ひたいに汗して働く者が主人公である社会を!・ごみ、エネルギー資源を考えて、計画経済を!等が、とりあえずの最低条件です。そんな社会を目指して着実に学び、そして今の社会・生活のあり方を見直し、実践行動する、一年にします。スインググロバル(地域規模で考え) アクトローカル(足元で実践)に挑戦 (山形・S)

二〇〇〇年こそ 私の一九九九年を三つだけ挙げてみますと、①四月の神戸市会議員選挙で力不足を反省させられ、改めて四年先を構えようと決意したこと、②神戸に来てずっと住んだ灘区から垂水区へ居を移したこと、③八月に三回の訪中で太行山脈に抱かれた山西省孟県の農村を訪ね、日中間の歴史や社会主義について改めて考えたこと、でしょうか。周辺事態法や国旗国歌法が制定され、今年から国会に憲法調査会も設置され、日本国憲法が大きな危機を迎えています。二〇〇〇年こそはもう少しまともな社会にしたい。(神戸・M)

編集部より 思いは同じ。岡崎ひろみさんの勝利、そして四年後のMさんの勝利めざして。

◇ 編集部だより ◇

▽出前学習会が大繁盛です。全国各ブロックに拡大しています。九州、近畿、東海、東京、東北、北海道という具合です。

▽『通信』を三回出しながらの出前学習会ですから、シンドクないかといかえばウソになるかも。でも十代、二十代の仲間が集まってくれますから、元気をもらうのは私。

▽「待ってちゃダメ」「働きかける」、これが現情勢の最大の課題です。